

富里市危機管理指針



令和4年10月

富 里 市

富里市危機管理指針目次

第1章 総則

第1節 目的	P3
第2節 危機事象の対象と想定	P3
1 危機事象の対象	P3
2 想定する危機事象	P3
3 危機事象・所管課等一覧	P4

第2章 危機管理の基本方針

第1節 危機事象対応の事前準備	P5
1 危機に関する調査・研究	P5
2 点検・確認の実施	P5
3 訓練・研修への取り組み	P5
4 関係機関等との連携強化	P5
第2節 緊急時の対応	P5
1 危機発生時の組織体制	P5
2 活動方針の決定	P5
3 関係機関等と連携した応急対策の実施	P6
4 危機広報	P6
第3節 危機終息後の対応	P6
1 危機終息の確認と広報	P6
2 市民生活の安定・復旧	P6
3 点検及び検証	P6

第3章 市の責務

第1節 基本的責務	P7
第2節 計画等の策定及び実施	P7
図1 危機管理指針とマニュアルの基本構図	P7
第3節 職員の責務	P7

第4章 危機管理の推進体制

第1節 危機管理における責務及び役割の明確化	P8
1 市長	P8
2 副市長、教育長	P8
3 危機事象所管部課長等	P8
4 防災課	P8
5 各部課長等	P8
第2節 危機発生時の本部体制	P8

第5章 危機事象への対応

第1節 想定する危機事象への対応要領	P9
1 共通的な対応要領	P9
2 想定する危機事象への対応要領	P9
3 新たな危機事象への対応	P9

富里市危機管理指針

第1章 総則

第1節 目的

この指針は、市として執るべき危機管理対策の基本的な枠組みを示したもので、危機に対して平常時においては、「起こりうる危機事象」の把握に努めるとともに、可能な限り未然に防ぐ対策を講じ、危機の発生時には、速やかな初動体制を構築し、適切に対応することで市民の生命・身体への被害と行政運営への支障等を局限にすることを目的とする。

これを受けて、想定される危機事象を所管する課等は、指針を踏まえ、危機事象個別対応マニュアルを作成するなどの対策を実施する。

第2節 危機事象の対象と想定

1 危機事象の対象

- (1) 市民の生命、身体に被害が生じ、または生じる恐れがある事件・事故
- (2) 円滑な市政運営に著しい支障が生じる事件・事故
- (3) 市の信頼を著しく失墜させる事件・事故

※「富里市地域防災計画」で想定している災害及び「富里市国民保護計画」で想定している武力攻撃事態や弾道ミサイル発射事案等、緊急対処事態については、本指針の対象外とする。

2 想定する危機事象

想定する危機事象を次のとおりとする。

危機事象の発生を防止し、被害を局限にするため、各所管課等は危機事象のケースを可能な限り多く想定し、事前に備えておくことが重要である。

3 危機事象・所管課等一覧

前提として「各課等が所管する業務」においては、所管する部署での対応となる。

No.	危機事象	所管課等
1	行政対象暴力等に関する事件・事故	総務課、各課等
2	職員による不祥事・信用失墜に関する事件・事故	総務課、各課等
3	不審郵便物・宅配物等に関する事件・事故	総務課、各課等
4	情報・通信システム等の障害・脅威、不正アクセスに関する事件・事故	広報情報課、各課等
5	市が発注した工事や業務等に関する事件・事故	財政課、各課等
6	各施設等への不審者の侵入・危険物持ち込み等に関する事件・事故（爆破予告等含む。）	各課等
7	各施設等に関する事件・事故 （建物や公園、道路、排水路、調整池等を含む）	各課等
8	廃棄物処理等に関する事件・事故	環境課
9	公用車に関する事件・事故	財政課、各課等
10	感染症等の発生・流行に関する事件・事故	健康推進課
11	鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生・蔓延に関する事件・事故	農政課、環境課
12	環境汚染・汚濁等に関する事件・事故	環境課
13	産業・観光に関する事件・事故	商工観光課、各課等
14	市主催のイベント等に関する事件・事故	各課等
15	危険動物等に関する被害・事故 （イノシシやサルの襲撃による負傷等）	農政課、環境課
16	自然災害に起因しない停電事故	防災課

第2章 危機事象対応の基本方針

第1節 危機事象対応の事前準備

危機対応の事前準備では、平常時から危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、緊急時の対応及び危機終息後の対応を実施するための準備に万全を期すように努める。

1 危機に関する調査・研究

平常時から危機発生に関する要因・危険度・被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防・被害の軽減などの対策に反映させる。

2 点検・確認の実施

所管事務や情報連絡及び緊急体制の点検・確認などを実施するとともに、緊急時に有効に活用できるように努める。

3 訓練・研修への取り組み

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識・技術を習得するための研修などに積極的に参加する。

また、代表して参加した訓練・研修後には課内等で内容の周知を行い、十分な効果を発揮できるように努める。

4 関係機関等との連携強化

危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関等と連携を密にして、協力体制の強化と推進に努める。

第2節 緊急時の対応

危機発生時には、被害や影響を最小限に抑制するため、応急対策を実施する。

応急対策は、本市組織の能力を最大限に活用し、市民の生命の安全を最優先として事態を迅速に収拾するため、最善を尽くす。

1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、職員自らが安全を確保した後、直ちに危機対応に必要な体制を執り、機動的かつ横断的に対応する。

危機の規模及び被害、又は社会的な影響等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、あらかじめ定められた計画に基づいて、対策本部へ迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

2 活動方針の決定

危機発生時には、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき的確な活動方針を決定する。

また、これを周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

3 関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるために、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾する。

4 危機広報

危機発生時には、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報は、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。

また、情報の内容はできる限りわかりやすく、市民の立場に立った情報となるように努める。

細部については、「パブリシティの手引（令和4年4月）」の11ページ、パブリシティ活用の留意点や19ページ、別表第1（報告基準）を参照

第3節 危機終息後の対応

危機終息後の対応は、市民生活の回復を図るための支援や市内の機能回復等を行う。

さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を行い、今後の同様な危機事象に対して、危機対応の向上を図る。

1 危機終息の確認と広報

危機又は被害の拡大のおそれがないと認められるときは、危機の発生現場及び周辺の安全性の確認を行う。

また、危機の発生現場及び周辺の安全性が確認されたときは、市民等への広報を行う。

2 市民生活の安定・復旧

市民生活に影響を及ぼした危機の終息後には、市及び関係機関等は相互に協力して、被災者の生活支援、市民生活基盤の復旧支援等を行い、市民生活の早期回復と自力復興の促進に努める。

3 点検及び検証

市民生活に影響を及ぼした危機の終息後には、危機管理全体について総合的な点検及び検証を行い、予防及び被害の軽減などの改善策を明確にし、指針、マニュアル等にこの検証結果を反映させる。

第3章 市の責務

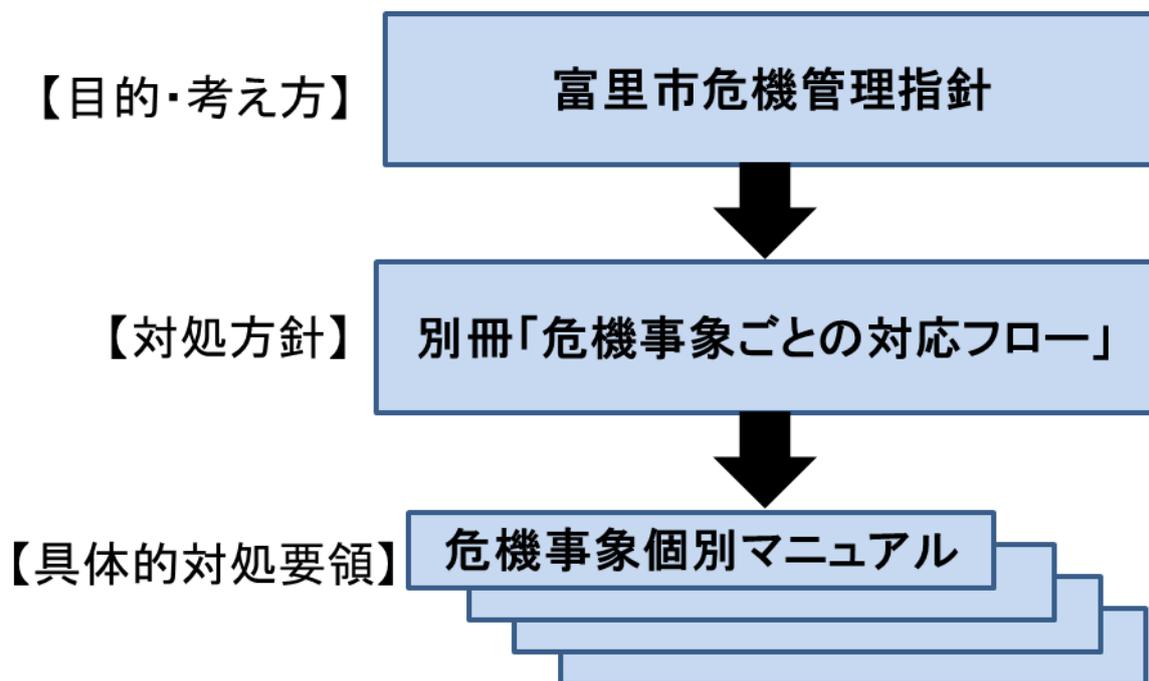
第1節 基本的責務

市は、危機発生時には、市の有する全ての機能を総合的に発揮するとともに、関係機関等と相互に連携・協力し、危機事象に係わる対策を推進しなければならない。

第2節 計画等の策定及び実施

各課等は、本指針に基づき、所管する危機事象の対応マニュアル等を作成し、これを実施する。

図1 危機管理指針とマニュアルの基本構図



第3節 職員の責務

職員は、想定する危機事象に関する知識・技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑制するよう努める。

第4章 危機管理の推進体制

第1節 危機管理における責務及び役割の明確化

危機管理全般に対する、責務及び役割を明らかにし、より迅速かつ的確に対応できるよう、次のように定める。

1 市長

市の重大な危機管理における総括者及び指揮監督者として、危機管理活動の維持及び適正な体制の構築を行い、危機事象発生時の対応方針を決定し、危機管理活動の定期的な確認を行い、危機被害の軽減及び早期終息に努める。

2 副市長、教育長

市長を補佐し、市長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 危機事象所管部課長等

市長及び副市長を補佐し、所管する危機事象全般の対応に関する統括責任者として、平常時は各課等に対する指導、助言を行う。

危機発生時には、関係部課長、関係機関等との横断的な連携を図り、その対策に係る総合調整を行い危機の早期終息に向けた対策を実施する。

4 総務部長

危機管理を統括する担当部長として、総合調整を実施する防災課の指導監督を実施する。

5 防災課

平常時は、各課等における危機事象に関するマニュアル等の整備、研修の実施等について助言、指導を行うとともに、庁内における危機情報の共有化を図る。

また、危機事象発生時には、情報の収集、各部・関係機関等との連絡調整を行う。

6 各部課長等

平常時は、所管事務における危機管理の責任者として危機管理に努め、部課内を監督する。

また、危機発生時には、危機事象所管部長等と横断的な連携を図り、必要に応じ、危機の早期終息に向けた協力を実施する。

第2節 危機発生時の本部体制

想定する危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、本指針・対応マニュアル等に基づいて初動体制をとる。

また、危機の状況や規模に応じて必要な場合、対策本部を設置し、危機に迅速かつ的確に対応する。

対策本部の設置に関しては、市長、副市長、教育長、部長級職員、危機事象所管課長等の協議により、市長が判断する。

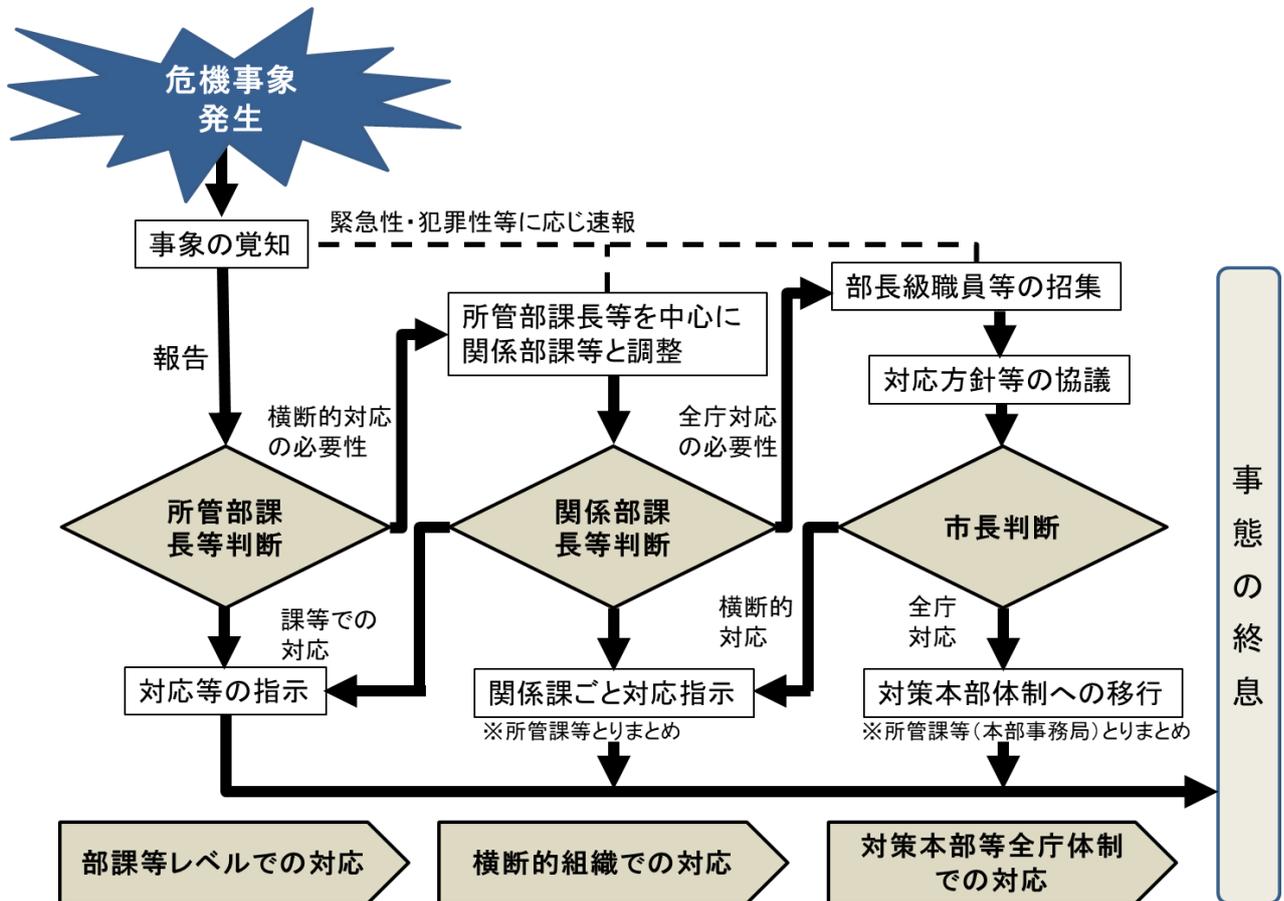
なお対策本部は、市長を本部長とし、本指針の危機事象所管課や各マニュアル等において定められた課等が事務局となる。

第5章 危機事象への対応

第1節 想定する危機事象への対応要領

1 共通的な対応要領

想定する危機事象に対する共通的な対応要領を次のように定める。



2 想定する危機事象への対応要領

想定する危機事象ごとの対応要領を別冊「危機事象ごとの対応フロー」で定める。

この際、対応フローで明確になっていない担当者や対応の詳細については、各課等の対応マニュアルや申し合わせ等により明確にするものとする。

3 新たな危機事象への対応

想定外の新たな危機事象が発生した場合は、本指針の共通的な対応要領を参考に対応するとともに、事態終息後に教訓事項等を反映して、想定する危機事象として追加する。